

# 情報系研究室における知的財産マネジメントに関する研究

浜田 良樹†

† 東北大学大学院情報科学研究科 〒980-8579 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 6-3-9

E-mail: † hamada@sp.is.tohoku.ac.jp

**抄録** 大学における知的財産権の取扱は、知的財産本部の整備、職員の職務発明の取扱などについて明確な指針が示され運用され始めているが、学生等職員でないものについてのルール、そして特許以外のものについてのルールは依然として不明確であるし、部局や研究分野によってカルチャーが異なるため知財本部による一元的管理は困難で、研究室に管理を依頼せざるを得ない。しかし研究室の知は、インフォーマルな環境で情報や資料を共有し、アイデアをゼミ等で析出させ、共同で取り掛かって作り出されるから、知的財産権を主張されたら、研究の継続性を損なう恐れがある。情報系、特にソフトウェアの開発の場合はアイデアの重要性、出展が確定できないプログラムの利用など固有の問題がある。このような事態に対応するための法的な枠組みのあり方を考察する。

**キーワード** 著作権、著作者人格権、知的財産権、職務発明、学生、ソフトウェア工学、利益相反

## Consideration about intellectual property management in Laboratory of Software Engineering

Ryoju Hamada†

† Graduate School of Information Sciences, Tohoku University  
6-3-9 Aramaki aza Aoba, Aoba-ku, Tokyo, 980-8579 Japan

E-mail: † hamada@sp.is.tohoku.ac.jp

**Abstract** At the university, intellectual property headquarters was improved and management of intellectual property rights was begun as a university. The clear indicator is shown and employed to the intellectual property rights which the personnel created. But the rule about what is not the personnel, such as a student, and the rule about things other than a patent are still indefinite, and since a culture changes with a department or areas of research, the unitary management by intellectual property headquarters is difficult, and cannot but be based on a laboratory in management. However, knowledge of a laboratory shares information and data in an informal environment, deposits an idea at a seminar etc., and since it is begun and create together, when intellectual property rights are asserted, it has a possibility of spoiling the continuity of research. In development of an information system, especially software, there is a problem peculiar to the importance of an idea, use of the program which cannot decide exhibition, etc. The state of the legal framework for surfacing with such a situation is considered.

**Keyword** Copyright, Intellectual Property, Moral Rights of Authors, Duties Invention, Students, Software Engineering, Conflict of Interest

### 1. はじめに

大学による知的財産管理は、大学発ベンチャー創出、産学連携の推進などの政策に加えて、少子化に伴う大学間の競争、国公立大学法人化、職務発明の対価をめぐる紛争の顕在化などさまざまな要因により急速に進んできている。東北大学でも組織的な技術移転の推進のため、就業規則、発明等規程の制定により、発明の機関帰属、届出義務、利益相反マネジメントなどを制度化した。

ところで、大学のミッションというものはもともと抽象的なもので、大学が一丸となって特定の方向の研究を目指すというケースは依然少数派である。そして大学が戦略として研究の推進を考えると、部局ごと、研究分野ごとの「カルチャー」を無視することはできず、予算、人事、施設などの整備などは個別の部局、

専攻、最終的には研究室の意向に大きく左右される。

理系の部局における研究活動の実質的なけん引役である研究室の運営については、一般に教授に任せられている。教授は大学の方針に沿って研究室を運営する義務を負うが、知的財産の管理、共同研究への学生の参画、守秘義務契約の締結などの実務は研究室によって相当の差がある。特にソフトウェアの研究にあたっては、アイデアやアルゴリズムが重要であるが、これらはそもそも著作権の対象とならないので、論文やプログラムをコーディングした者と比べると不利な立場にある。

本稿は、万が一の紛争に備え、同時に研究の持続性を維持するため、理系の研究室が独自に知的財産権のマネジメントをすることを想定し、そのあり方について検討する。

## 2. 研究室における知の伝承と分野特性

### 2.1. 技術者育成の最前線

学生が大学に入学した場合、最初の1～2年は全学教育、学部基礎教育課程におかれ、ある程度共通の処遇を受ける。これは研究者養成に欠くべからざる重要なプロセスだが、一般に画一的である。学生に対しその興味や適性に応じた指導がなされるのは、2～3年生で専攻が確定し、文系ではゼミに配属されてから、理系では研究室に配属されてからである。

文系の、特に理論系のゼミは、一定の頻度で開催されるゼミで発表し、最終的には自分の卒業論文に結び付けていく。その過程で教員の指導があるが、基本的には共同ゼミ室に定期的集まるだけである。これに対し、研究室配属の場合はゼミ以外の時間も基本的に出入りが自由で、常時何か動いておりコミュニティとしての側面も持っている。

研究室には教員の他、博士後期課程の学生など研究歴豊かな者も多数参画していて、学生は少人数でそれぞれの適性にあつた指導を受ける。日本の教育課程において、もっとも緻密な個人指導を行うのが理系の研究室であり、技術者育成の最前線であると言える。

### 2.2. コミュニティとしての研究室

#### 2.2.1 情報の共有

学生は、研究室において、教員、先輩とともに日常的な指導を受け、手探りで研究を行い、ゼミで何度も発表してブラッシュアップを重ねていく。ゼミには、研究の過程の情報を共有され、それらを交換し合う機能がある。

前回の研究発表（以下、「前稿」という）詳説したが(2.2)、東北大学情報科学研究科においては、学生の67.9%は週に1回のゼミに出ており、そのゼミは74.5%が教室構成員全員で構成され、自分の研究における自分自身のエフォートの平均は67.3%で、他人のエフォートがある学生のうち、他人分のエフォートの切り分けが難しいと回答した学生は26.4%となり、情報と成果が共有されている傾向が伺える。

#### 2.2.2 コミュニティとしての研究室

学生にとって、研究室はキャンパスライフの全てといっても過言ではない。研究活動以外にもオープンキャンパス、合宿、運動会のような行事もあつて、公的な関係と私的な交流はしばしば一体となっている。

研究室には正式名称があるが、A教授なら「A研」と呼ばれることが多く、教授を頂点とした家族のような関係を構築する。学生は、それを所与の前提として受け入れ、教授を尊敬しよく言うことを聞く。

### 2.2.3 教授によるリーダーシップ

伝統的な身分制度と、教授同士が相互に口出しをしない慣習の下、各研究室の運営にあたっては教授の高い裁量が認められていることが一般的である。

ところで、教授として研究室を率いる理系の研究者は、現在40歳から60歳前後である。彼らが大学院を出て研究者としてスタートした頃は、右肩上がりの経済成長、もしくはバブルの時代であつて、奨学寄附金が十分に入り、知的財産権、守秘義務、利益相反のようなことを考える必要はあまりなかった。

その状況がここ数年、急に変わってきた。その自覚はあるが、急には変えられない。次のように努めて明るく考えている場合が少なくない。

知財管理をめぐる、大学当局からの通達はあくまでも教員と大学というオフィシャルな部分について決めたものだ。

研究室はインフォーマルな世界だし、学生もまたよくわかっていないから、あまり難しいことを言う必要はない。

発生するかどうか不明な法的リスクをどうこう言うより、良いと思つたことを何でも実行したほうがいい。

## 3. 著作物の管理体制

### 3.1 大学レベルの管理

知的財産権の管理については、一般に知的財産ポリシーで大方針を定め、就業規則により発明の機関帰属を定め(特許法35条3項)詳細を発明等規程に委ね、発明等規程においては、発明の大学への届出義務、発明委員会での審査、大学としての出願、ライセンス料・相当の対価の分配方法、TLOへの業務委託などを定めている。教授は法人の使用者であるからこのルールを守らなければならない。

発明等規程の適用範囲は一般に教員のみ、あるいは正職員のみであつて、学生は対象とされていない。また、産業財産権(特許、意匠、商標、種苗等)が主たる対象で、著作権を届出対象に含めている場合は必ずしも多くなく、含まれていても「プログラムとデータベース」に限定している場合も少なくない(前稿2.2参照)。

### 3.2 研究室における著作物の発生

#### 3.2.1 著作権法上の規程

研究室は常に研究活動をしており知的財産を創造している。担い手は決して教員だけではなく、発明だけではない。

学生の研究活動においては、発明とされるような完成度の高いものは相対的に少なく、日常的に生産されるのは著作物である。著作権法は「思想または感情を創作的に表現」(著作権法2条1項1号)したものでさえあれば、いかなる手続きも必要なく(同17条2項)自動的に成立する。前述のように大学は学生の使用者ではないので職務著作の規程も関係がない。したがって、丸写しや実験のデータなどを除き、論文、レポート、ポスター、プログラムなど活動の成果はほとんど学生自身が著作権を享有する。

### 3.2.2 学生の著作物に対する研究室の関与

しかし、これらは表現こそされてはいるが、技術としては未完成なものが大半である。それを研究成果として完成させるには、研究室の教員との相談、ゼミにおける発表、ディスカッション、学会に発表する予定の口述であればスライドの作成、発表練習などを行うことにより、より完成度の高いものになる。それは研究室単位で組織的に行われることが一般的である。単著もないことはないが、価値のある著作物が完成するまでには通常、本人以外にも多くの人が関与している。

### 3.2.3 研究テーマの継続性

大学は企業と違って数年以内に学生が必ず卒業し、教員以外はすべて入れ替わってしまう組織である。著作権者が卒業し、その後権利の行使が認められないのであれば、研究テーマの継続性が損なわれる。実務上は教員がテーマの割り振りをして、卒業生の研究に類似する分野に興味を持つ学生が現れれば、先輩が作っていった論文、プログラムなどを提供し、改良して自分のものにさせていく。

## 3.3 著作権の管理可能性

このような著作物は24時間、あらゆる状況において生まれる。組織として一定の技術移転戦略のもとに知的財産マネジメントを行うならば、当然に知財本部が何らかのコントロールをしなければならない。しかし、現状の知財本部等の人員や業務量を考えれば非現実的である。特許と違って件数が多い上、かかわる人が多く、貢献度の測定も容易ではないからだ。次のような例を考えてみよう。

設例： 学生AはXという仮説を思いついた。Aはこれをゼミで発表し、実験の方法についてBがアイデアを述べた、それをもとにCがプログラムを書き、Dが実験して正しいことを証明し、Eが論文化し、F教授の承認を得た。その成果物はY論文として、A、B、C、D、E、Fの連名でZ学会で発表された。

このようなことは、実際にしばしばあることだ。しかし、門外漢である知財本部でこのプロセスを把握し、適切な交通整理を行うということは、現状では到底不可能で、研究室自身でなければ不可能である。

## 4 研究室における知財管理

### 4.1 研究室における著作権の主張と問題点

研究室において一人の学生が突然に自らの知的財産権を主張しはじめたとしたら、研究室における教育や指導、他の学生の発表、ひいては教員の技術移転などに多くの影響を与えることが予想される。

研究室は教員の指導によってコントロールされ、指導されている。教員がその存在を知らず、アドバイスもせず関与しないという論文はあり得ない。よって、成果物について発生する権利も一括して研究室もしくはそれを代表する教授によって行使されるべきという考え方には理由がある。だから、職員がなした発明と同じように取り扱うことにすれば話は簡単ではないか。

### 4.2 著作権を譲渡させることはできるか

しかし、このような取り決めを確認書もしくは念書のような形で取った場合、それは危険なリーガルリスクをはらむことになる。いくつかの理由が挙げられる。

#### 4.2.1 職務著作規程の準用

前述のように著作権は何ら手続きを要せずに創作者に帰属し、創作者の所属する組織が著作権を享有するのは、職務著作(著作権法15条)以外にはない。職務著作の要件に照らして考えてみると、そもそも学生は法人に使用される者ではないし、論文やポスターや口述は法人名義でなされるものでもないし、研究の内容を大学が指示することもない。よって、職務著作に準じて考えることには無理がある。

#### 4.2.2 著作者人格権をめぐる利益相反

著作権法18条に定める「公表権」、19条の「氏名表示権」、20条の「同一性保持権」の3つは著作者人格権と呼ばれ、第三者に譲渡できない(59条)ことになっている。学生の著作物について考えれば、複製権、公衆送信権などの著作権を研究室に譲渡したとしても、学生が納得しなければその論文等の公表を行い、あるいは拒む権利、記名する、あるいは記名しない権利、手直しや修正をされない権利などが学生に留保される。研究室はいちいち学生の承諾を得ずに複製や公衆送信はできても、公表や手直しはできないことになる。改良して、発表することこそ研究室の本務であるから、学生の権利である著作者人格権と研究室の活動は利益

相反を起こす。

#### 4.2.3 公序良俗違反・責務相反

さらに、契約自由の原則があるとはいえ、研究室の代表者たる教授と学生では、学生が相対的に不利な立場にある。著作権者の人格を尊重する観点からもうけられたこれらの権利を放棄させる、あるいは行使させないという契約を結ばせることには、前稿(3.3)でも一部述べたように公序良俗違反の疑義が付きまとう。提訴されて裁判所で認定されれば契約は無効となる(民法90条)。

研究室の教授が、学生から特許を受ける権利を召し上げ、教授の名義で出願してしまったという事実が「知財ハラスメント」として学会で紹介されたことがある。ハラスメントの成否は一概には言えないが、教員が学生を指導する責務には学生の権利を尊重することが当然に包含されるのであって、その責務に教授個人の利益又は技術移転を優先させたとして責務相反に問われる恐れがあるということは確かである。

### 4.3 管理の方法

先ほどの設例に戻って、それではどのような管理が可能か考えてみよう。

#### 4.3.1 権利者の確定

まず、元となるAのアイデア、それを具現化させるべき方法、その実験、その評価、その文章化といった一連のプロセスにおける貢献の度合いを算定しなければならない。

全体を100として、Aの貢献度は40、Bのアイデアは20、Cの実験用プログラムは20、Dの実験は20、Eの執筆は15、Fによるレビューは5というように、実情に即して正確に査定する。特許の場合はこのような方法がある程度確立しているので、できないことはないはずだ。

特許権の場合、技術移転してライセンス収入が上がった場合、前述のように算出された貢献度によって収入を分配する。情報系の研究室において作成されるソフトウェアのようなものでは、可能性はある。しかし、論文の場合は収入が発生することはまずない。したがって、貢献度の算出は金銭的な意味をほとんど持たないが、作成にかかわったプロセスを透明化し、創作の名誉を保証し、紛争を抑止する機能を有する。

#### 4.3.2 協議と裁定

貢献度算出の方法としては、当事者間の協議が何よりも重要である。なぜならば、研究室のメンバーはみなこの論文の執筆を成功させたく、その成果を改善したいという共通の目標に基づいて行動することが求め

られており、自らの権利を主張してその結果として信頼関係が破壊されれば、著作権以上のものを失うことになるからだ。いくつかの留意点がある。

研究の内容や経緯によって、査定の内容は毎回変わるものだと認識を持つこと。

学生がいつも譲歩するという慣習を作らないこと。それは、このルールが形骸化することを意味する。

教員や先輩の発言力・影響力が強く、正当な評価ができないと考えられる場合には立場の弱い側が第三者に裁定を仰ぐことができるようにすること。また、これを理由として不利益な取扱いを受けないようなルールを整備すること。

#### 4.3.3 ラボノート

このような取組を円滑に進めるためには、研究室で何が議論され、どのようなノウハウが誰によって生み出され、成果物となっていったかを時系列順に正確に記録しておくことが欠かせない。よく推奨される「ラボノート」をつける習慣をつけることが重要である。

プロパテントの時代には、あいまいな慣行こそトラブルの元になるのであって、今は居なくともそのような慣行に異議を唱える学生はいずれ出現してくる。設例のような場合に、A~Fがそれぞれに行動の記録を残しておけば、互いの記録を突き合わせることによって実態に即した権利の配分が可能になる。

#### 4.3.3 著作権の一部譲渡

法律上、著作権は表現をした者にのみ与えられ、アイデアを提供したり単に実験の補助をただけの者には権利が与えられない。

しかし、この場合AやDの貢献度合いをゼロとしてよいか。何も書いていないし、手を加えてもいないからFも法律上権利者にはなり得ないが、情報系の学会では現にそのような慣例がある。

これに対しては、著作権の一部譲渡により対応する。この場合は執筆者であるEから、貢献のあったA,B,C,D,Fに対して著作権を一部譲渡することによって、A~Fを全員共有著作権者にする。それは実務上共同著作物を作成したことと同じ効果を持つ。

内部において決めた貢献度合いにかかわらず、多くの者がかかわって製作された論文の著作権は、関わった者全員の共有となり、著作権は著作者全員の合意がなければ行使することができない(著作権法64条)。

#### 4.3.4 並び順

A~Fの並び順は事情に応じて自由に決めてかまわない。学会にはファーストオーサーとなった論文の数

が評価の対象になったり、発表の機会がある場合は登壇者となるなどの慣習があるが、著作権の行使という点では全員が平等であって問題にならないからである。

#### 4.3.5 研究室における二次的著作物等の作成

4.3.3 で説明したように、A～E が著作権を有することは良いが、F としては、A～E が卒業した後、新しく入ってきた学生にそのテーマを引き継がせ、二次的著作物を作ったり、改良したりすることを想定しなければ研究活動の継続性が損なわれてしまう。また F 自身がそれをレビューしなおし、大学の第三の使命である技術移転に貢献すべく、民家企業等に技術移転する余地を残しておく必要がある。

したがって、教授には学生に対する教育、研究者の義務としての検証、社会貢献のための技術移転など果たすべき責務のため、著作物を複製し、公衆送信し、改変、改良、翻案などをする自由が認められなければならないし、著作者人格権の行使にも一定の制限が科せられるべきである。

具体的には、F は研究室の運営のために必要と認められた場合は、A～E の権利に配慮した上で、著作物を A～E に何ら断ることなく利用することができる、A～E は F の研究室運営を妨げるような形で著作者人格権を行使しないなどの取り決めが必要である。

#### 4.3.5 期限

著作権は著作者の生存中および死後 50 年にわたって存続する（著作権法 51 条 2 項）が、論文は技術文献であるし、教員がそのような長期にわたり勤務しつづけることも考えにくく、また卒業して就職した学生が、在学中に書いた論文の著作権を行使することの実務的意義も乏しい。ある程度の期間が到来した後は、当事者による意思表示がない限り、研究室で自由に扱えるようにした方が良好だろう。

#### 4.4 契約の例

これらの合意は紛争を予防するためのものだから、口頭ではなく、文章でまとめて共有する必要がある。例示すれば次のようである。

#### A論文に関する著作権の一部譲渡および著作権の管理に関する確認書

当事者：

X 大学大学院 Y 研究科博士前期課程 1 年 甲

X 大学大学院 Y 研究科博士前期課程 1 年 乙

X 大学大学院 Y 研究科教授 丙

甲、乙、丙は、2005 年×月×日までに完成し、Z 学会に提出した A 論文について、次のように確認した。

#### 1. 本論文の成立に至る経緯

甲は 2005 年 6 月×日開催のゼミにおいて、A 論文の前提となった B 仮説について口頭にて発言した。

乙は前記発表において甲の口述および丙が述べたコメントをヒントにして、B 仮説を実証する C コンピュータプログラムを作成、改良を繰り返した結果 2005 年 9 月×日までに B 仮説の正当性を立証することに成功した。

甲、乙は共同して、Z 学会論文誌に投稿すべく共同著作物である A 論文を起草し、丙はこれを指導し、助言を行った。

#### 2. 著作権の譲渡および按分について

A論文の著作者人格権は甲、乙が留保する。

A 論文の著作権に対する各人の貢献度を次のように定める。

甲 45% 乙 45% 丙 10%

甲、乙は A 論文の著作権の一部を丙に譲渡し、甲、乙、丙で共有する。

#### 3. 著作権の行使について

著作権の行使は甲、乙、丙の協議により行う。

前項の規程に関わらず、丙は次の各号に定める場合、甲、乙の権利に配慮の上、事前に通知することなく著作権を利用することができる。

(ア) A 論文をさらに発展させる研究を自ら行い、または研究室の学生に行わせるために必要な複製、改変、翻案等。

(イ) A 論文により得られた知見を研究室のゼミまたは講義において学生に講義する場合に必要な複製、改変、翻案等。

(ウ) A 論文により、あるいはそれを発展させた研究成果を民間企業等に技術移転するために必要な複製、改変、翻案等。

前項各号に定める場合、甲、乙は A 論文および二次的著作物、翻案物等に対し、丙の研究、教育、社会貢献等の責務を妨害するような形で、その著作者人格権および権利の行使を行わない。

#### 4. 期限について

この確認書の有効期限は、取り交わしの日より起算して 5 年とし、甲、乙の特段の意思表示なき場合は丙およびその後任者等は甲、乙の権利に配慮の上、著作権を自由に利用できる。

以上の通り確認したので、記名押印の上本状 3 通を作成し、各々 1 通を保存する。

2005 年 11 月 14 日 甲、乙、丙（記名押印）

#### 5. 情報系の研究室に固有の問題点

以上、学生の寄与を想定した著作権管理にあたっての一般論を述べてきたが、情報系特にソフトウェアの開発に際しては固有の留意点がある。

#### 5.1 アイデア・アルゴリズムの評価

典型的な無形資産であるプログラムにおいては、前提となるアイデアの重要性が高い。仮説は実験によっ

て間違いが証明されることもあるが、何らかのニーズに着眼し、それをフローチャート化することができれば事実上完成する。しかし、アイデアそのものは著作権法の保護の対象ではない。

何らかの情報処理において画期的なアルゴリズムを思いついたとしても、それ自体は著作物にはなり得ない。しかし、それは研究成果において重要な位置を占めていることに鑑み、相応の評価をする必要がある。

## 5.2 著作者不明のプログラムやライブラリの利用

学生が何かを開発するときにはまず最初に行うことは類似の論文の検索であるが、情報系の場合は全インターネットを対象にしてプログラムやソフトウェアを検索し、そのソースコードを適宜改変して自分の目的を達することがある。利用したプログラムが GPL のように明確なライセンス管理下であれば規約を尊重する必要がある。逆に著作者が不明であったり、管理がなされていないようなものであれば著作権や特許権の侵害などのリスクを抱えることになるので適切な管理が必要である。前稿 4.2 で紹介した岩手県立大学の事例では、この問題を想定し、すべての著作権者から許諾が取れない場合の様式 C を用意した（前稿図 12）。

## 5.3 アウトプットの多様性

コンピュータグラフィックスやウェブデザインのような研究をしている研究室の場合、論文ももちろん出るが、グラフィックスや美しいレイアウトなどが成果物となり、このようなものには産業上の利用可能性もあるから、著作権とは別の法制度の下で、作成者の適切な保護が必要である。

論文とは別に、ソフトウェアに産業上の利用可能性があれば何らかの方法で特許を出願することも検討する必要があるし、その権利処理も別途考慮する必要があることに留意する必要がある。

## 6 今後の課題

このような問題は今後も複雑化することがあっても、今よりも簡単になることはない。現時点でわかっているいくつかの課題を掲げておく。

### 6.1 著作権表示における慣習について

#### 6.1.1 学会発表論文の著者について

前稿 2.4.3 で記述したが、東北大学大学院情報科学研究科における学会発表等のオーサーの数は平均 2.7 人であった。しかし、本当に 3 番目、4 番目にランクされる著者が「思想または感情の創作的表現」に関わ

っているのかということそれは疑わしい。本稿 4.3.3 で説明した方法はあくまでも便宜的な手法である。著作権法上は、執筆した者だけが共同著作物の著作者であり、「アイデア提供者、教授等が投稿する論文に名を連ねる慣習」を正当化するために著作権の一部譲渡をし、共有著作権を行使する形態を提案した。

慣習は学会ごとにカルチャーとして存在するもので、無名のファーストオーサーがどの大学の誰の系譜に属する研究者なのかを明らかにするものであって、著作権表示ではないと割り切る考え方もあろう。しかしそうであれば、権利者であると思ってコピーなどの許諾を求めたら、実は無権限者であるなどということが起き得る。

#### 6.1.2 卒業論文・卒業制作等の著作権

これらは単著を大原則としているため、6.1.1 とは逆に、一部を執筆するなど実質的な創作をした者であっても、一切権利を行使できないことになる。

## 6.2 卒業生の権利

過去に研究室に在籍し、共同で研究をした者が、これから知的財産権に敏感になり、研究室における権利処理に異議を申し出てくるかもしれない。過去に遡って契約をすることはできないことはないが、実務上難しい問題である。

## 7. おわりに

研究室はインフォーマルな空間だと錯覚しがちである。論文の著作権のような人格的権利の交通整理は平常時には必要性を感じないものであるが、インフォーマルな関係がこじれた時には突然にリスクとして浮上する。適切に管理しておかなければ危険である。そして、同様のリスクは個人情報保護、利益相反対策など別の問題にも起き得、それぞれ研究室で対応を迫られるであろう。

しかし、創造的行為が密室の中でなくガラス張りになり、そのルールを明確にするメリットは、管理に要する手間を考慮しても十分に評価に値するものではないだろうか。本稿が問題提起となれば幸いである。

## 文献

1. 浜田良樹、瀬川典久、村山優子「大学の卒業論文制作における知的財産権の帰属および取り扱いについての考察」ISEC2005-28, SITE2005-26, pp.139-146, 電子情報通信学会、2005年7月